

土木森林環境委員会会議録

日時 平成29年7月3日(月) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後2時43分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 飯島 修
副委員長 渡辺 淳也
委員 前島 茂松 浅川 力三 河西 敏郎 山田 一功
永井 学 上田 仁 佐藤 茂樹

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 垣下 禎裕 県土整備部理事 水上 文明
県土整備部次長 中澤 和樹 県土整備部技監 丹澤 彦一
県土整備部技監 望月 一良 総括技術審査監 山下 雄康
県土整備総務課長 小澤 浩 景観づくり推進室長 山本 修
建設業対策室長 小倉 良二 用地課長 大野 健
技術管理課長 小林 伸二 道路整備課長 清水 敬一郎
高速道路推進課長 飯野 照久 道路管理課長 雨宮 一彦
治水課長 鶴田 仁 砂防課長 武藤 敏正 都市計画課長 丸山 裕司
下水道室長 久保田 一男 建築住宅課長 渡井 攻
住宅対策室長 久保寺 淳 営繕課長 小田切 浩

森林環境部長 保坂 公敏 林務長 小島 健太郎
森林環境部次長 丹澤 尚人 森林環境部次長 廣瀬 久文
森林環境部技監 島田 欣也
森林環境総務課長 桐林 雅樹 大気水質保全課長 古屋 敏彦
環境整備課長 村松 稔 みどり自然課長 村山 力
森林整備課長 金子 景一 林業振興課長 山田 秋津
県有林課長 鷹野 裕司 治山林道課長 中込 巖

議題 (付託案件)

- 第55号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの
- 第56号 平成29年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部・森林環境部の順により行うこととし、午前10時00分から午後1時04分まで県土整備部関係（途中、午前11時33分から午後1時00分まで休憩をはさんだ）、午後1時28分から午後2時43分まで森林環境部関係の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

第55号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（今議会での繰越明許費の設定について）

山田委員 素朴な疑問ですが、そもそも6月補正で明許繰越をするということが、今の説明でわからないわけじゃないですけど、繰越明許をするのは何となく、2月議会のような気がするんです。まず、そもそもこの時期に、もう既に繰越をお願いするという、その基本的なところは、どういうことなんでしょうか。

小澤県土整備総務課長 議員御指摘のとおり、これまでにつきましては、平成21年度のリーマンショック後及び昨年度の補正以外につきましては、9月補正から繰越明許費の設定をお願いしてきたところでございます。平成26年6月の公共工事の品質の確保に関する法律の改正以来、国のほうからは適正な工期をきちんと確保するように、また、速やかな繰越手続をとるようにということで、何度も通知が来ております。

具体的に申しますと、昨年2月には、総務省自治行政局行政課長及び国土交通省土地・建設産業局建設業課長の連名で、計画的な発注の推進や適切な工期の設定、特に工期が複数年度にわたる工事等への適切な対応として、債務負担行為や繰越明許費の有効活用ということを強く求められております。また、本年2月につきましても、自治行政局長及び国土交通省土地・建設産業局長の連名で、重ねて同様の要請等があったところでございます。

こういった国からの要請等を踏まえまして、きちんと適正工期が確保できるよう、6月議会におきまして繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

山田委員 そんな通知はどうでもいいんですよ。だって、民間が仕事がなくて困っているときに、早くも6月の時点で明許繰越と言われると、考えようによっては、そもそも仕事を放棄したというかね。今年度はもう先送りでもいいんだ、ということのようにもとれなくはないじゃないですか。

議会で明許繰越の議決を経るのは、12月だって遅くはないでしょう。頑張ってみて、やっぱり無理だったということならわかるけど、6月では、早くも1年間先の仕事をもう放棄したようにどう見てもとれるし、そんな局長通知だ、上の人の通知だ、それは別に内部でやればいいことであって、一般の人たちにはそんなこと、あまり関係ないじゃないですか。どうなんですか。

小澤県土整備総務課長 繰越明許費を設定すると、そこで工事等の発注ができますので、逆に繰越明

許費を設定したことにより、早期の発注が可能となります。今回であれば、例えば、11億円余の繰越明許費の設定をお願いしているところでございますけれども、これにつきましては、全体で17億円ぐらいの事業のボリュームになりますので、その工事について早期に執行できる、契約できることとなりますので、逆に早期発注が可能となるものでございます。

山田委員 じゃあ、あわせて、事業の平準化と言っているんだけど、それと今の答弁は関係があるんですか。

小澤県土整備総務課長 特に平準化で主に問題になるのが、年度当初の事業の減少ということになります。年度当初につきましては、どうしても3月までに工事が集中することによって発注等もおくれて、4月等の発注量がかなり減ってしまいますけれども、繰越明許費を、例えば6月だけでなく6月、9月というような形で平準化することによりまして、4月時点でも継続的に公共工事を施工することができるようになりますので、年間を通じて、できる限り公共工事の平準化が図られるというものでございます。

上田委員 両方の意見が多分あるんだろうと思うんですけども。要は、6月までに工事を発注して、年度内に終わるつもりだった。ところが、何かの事情があって、6月まで発注ができなくなったけれども、かといって、9月以降に繰越明許の設定をすると、7月、8月に発注することができないので、それで、その部分についてだけ繰越明許を設定させてくれ。そういうことじゃないかなと僕は理解したんですけど、違うんでしょうか。

(「なるほど。工期」と呼ぶ者あり)

小澤県土整備総務課長 おっしゃるとおりで、済みません、私の説明のほうか。

(「工期が決まらないから発注もできないということか。ああ、なるほど」と呼ぶ者あり)

 工期を設定した場合に、どうしても、それが来年度にかかってしまうようなものについて。

(「来年度6月までという工期を設定すればいいんだ。なるほど」と呼ぶ者あり)

 今回、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。以上でございます。

(「ああ、そういうことか。だから、工期が決まらなきゃ発注できないということ」「年度を越しちゃうから、越しちゃうとなれば、明許を設定して……」と呼ぶ者あり)

飯島委員長 手を挙げて発言をしてください。

(「はい、済みません」と呼ぶ者あり)

山田委員 上田委員に言われてわかりました。ありがとうございました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

(甲府駅南口駅前広場の整備について)

永井委員 甲府駅南口駅前広場の整備について幾つか質問をさせていただきたいと思います。平成25年の11月から続いてきた甲府駅南口の再整備ですけれども、もう大分進んで、8月の中旬にはいよいよ完成すると伺っております。まだ工事の途中ではありますが、以前当たり前に見ていた駅前とは、やはり少し違う景色がどんどん、どんどんでき上がっていて、よい意味で明るくて開放的な感じになっているなど、今の段階で見て、そう感じております。そこで改めて、この甲府駅南口駅前広場の整備のコンセプトについてお伺いいたします。

丸山都市計画課長 南口駅前広場のコンセプトにつきましては、主なものを2つ挙げますと、1つ目は交通空間の種別ごとの再配置ということでございまして、路線バスやタクシーなどの公共交通と一般車両のロータリーを分離したり、それから、歩行者が今までのように道路を横断しなくてもバス等に乗りがえできるというような、安全でわかりやすい交通動線を確保して、交通機関の乗りかえをしやすくしているということがあります。2つ目はユニバーサルデザインということでございまして、年齢や障害に関係なく、全ての利用者が分け隔てなく利用できるよう、施設の整備をしております。

永井委員 今コンセプトを伺いまして、それに添って今整備をされていると思うんですけれども、先に整備が完了した北口では、さまざまなイベントが行われて、新たなにぎわいを創出しています。この土日もイベントが行われて、たくさんの方がいらっしゃっているのを私も見ました。新たに整備をする南口ですけれども、この南口駅前広場では規模は若干小さくはなると思うんですが、北口でやっているようなイベントが行えるようになったり、北口の広場のイベントと南口が、南口駅前広場がもし使えるようだったら連携をする。今までは、北口でやっていたイベントがあって、その後、じゃあ、どこかに行こうといっても、どうしても駅が間に入ってしまう。もし北口と南口が連携して、いろいろなことができるようになると、そのまま中心街に人が向くというような動線もできるのではないかと考えます。中心市街地の活性化にも非常に、この南口駅前広場の活用が寄与してくると思うんですけれども、県として今後、この南口駅前広場をどのように活用していこうと考えているのか伺います。

丸山都市計画課長 甲府駅南口駅前広場につきましては、今回の整備により広場ができるということでございまして、そこにつきましては、駅の利用者の交流の場とか憩いの場として

の活用というのはもちろんでございますけれども、地元の住民の皆様によるにぎわいの創出、にぎわいが生まれてくるようなイベントなどに活用されることも期待しております。

永井委員 　　にぎわいの創出も期待しているということなのですが、では、そのために具体的に何か取り組まれるようなことがあったら教えてください。

丸山都市計画課長 イベントへの活用につきましては、基本的には県や甲府市などの公共団体が主催するもの、もしくは、地元の自治会等の主催するものを想定しておりまして、現在、地元自治会と具体的な活用方法や運用方法につきまして協議をしているところでございます。

永井委員 　　例えば、民間のイベントみたいなものに活用するということは可能なのでしょうか。

丸山都市計画課長 先ほど言いましたけれども、今のところ、県や市など公共団体が主催するもの、あと、それから広げまして、地元自治会等の主催するものということで想定していきまして、民間というのは今のところ想定していないんですが、運用の方針を協議しておりますので、その辺のところについては今後、できるかどうかについて検討してまいりたいと思います。

永井委員 　　先ほど私も言ったんですけど、北口のイベントと南口の小さいスペースで連動するというのが重要だと思うんです。北口のイベントを市町村がやる場合もあるんですが、民間がやっているものがほとんどだと思っていますので、ぜひ南口も民間の方たちが利用できるように。本当に小さいスペースなんですけど、逆に、あの小ささがいいイベントというのもあると思うんですよ。なので、市町村や自治会の方たちもそうなんですけれども、ぜひ民間の活用もできるようにしていただきたいなと思います。

最後にもう1点ですけども、このハードの整備もさることながら、まちづくり、地域活性化、やっぱり地域住民、地元というものが大事になってくると思います。この南口駅前広場の整備について、こうした取り組みを今も甲府市とともにやっていると思うんですけども、継続して取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

丸山都市計画課長 委員のおっしゃるとおり、今後も引き続き甲府市と連携しながら、住民の御意見も伺いながら、このような取り組みについて続けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

山田委員 　　ちょっと関連で。私は平和通りから真っすぐ上って、山交前を通過して事務所のほうへ行くんですけど、工事中は仮設の道路だと思っていたのですが……。言っている意味、わかりますよね。平和通りを真っすぐ駅へ行くと、正面はバス、タクシーしか行けなくて、両方に散る。その右側の山交のほうへ行く道路が非常に狭隘で、とても2車線というか、向こうから来る車とのすれ違いには非常に狭いということと、なおかつよくないことは、子供の送迎みたいな、多分、駅利用者が、山交の手前のカーブ

のところとまって、そこで乗降しているんですね。子供をおろしたりしている。そうでなくても狭隘な道路が狭くなる。あれが最終的に決定した道路なんですか。

丸山都市計画課長 今のおっしゃる道路につきましては、コミュニティ道路という位置づけで、2車線とれる幅員はとってありますが、通常の道路等では例えば、カーブをするときにちょっと広げたり、拡幅を入れたりといったことがあるんですが、あの道路については、今後整備する中で、横断歩道が今より2カ所ふえるということで、歩行者が横断するということもあまして、あえて車のスピードが出ないような形で通りにくくしているということがございます。そういうことで、普通の道路と比べて、そういった状況になっているということでございます。

山田委員 それにしても狭過ぎるかなと思うんですが。

もう1点、これとちょっと離れるかもしれませんが、今、お城から東が一方通行ですよ。そのまま東へ行くと、あそこをよく逆走してくる車があって、その気持ちがよくわかるんです。再開発の次のこの修景計画のときに、あそこも取り壊して遊歩道などをつけるというときに、双方向、2車線というかな。双方向の道路にするような計画というのはないんでしょうか。

丸山都市計画課長 今のところ、そこにつきましては双方向にする予定はございません。

山田委員 してほしいです。以上です。

(相模川、多摩川流域における減災対策協議会について)

渡辺副委員長 本年6月2日の山梨日日新聞におきまして、減災への情報提供というような見出しで、県と富士・東部の14市町村とで、相模川、多摩川流域における減災対策協議会が設置されて、6月8日に第1回の協議会が開催されたとの記事が掲載されたわけなんですけれども、この協議会というのは具体的にどのようなものなのか、まずお伺いいたします。

鶴田治水課長 この協議会につきましては、一昨年の関東・東北豪雨災害及び昨年の北海道、東北地方での大規模な豪雨災害を踏まえまして、全ての地域において水防災に対する取り組みを推進するよう国から助言を受けて設置をしたものでございます。河川管理者の山梨県 富士・東部建設事務所になりますけれども と流域の14市町村等が避難や水防活動などを中心に地域の取り組み方針を取りまとめるために設置をしたものでございます。

渡辺副委員長 地域の防災などを取りまとめるという水害対策のソフト面の対策を、この協議会で協議していくというお話なんですけれども、ソフト面での対策というのも大変大切だと思えますが、ともに、やはりハード面の対策も非常に重要になってくるかと思えます。私も地元から、例えば護岸の整備ですとか、河川維持の管理にかかわる要望も多数受けているわけなんですけれども、こういったハード面についての対策についても、この協議会で協議されていかれるのか、次にお伺いいたします。

鶴田治水課長 国におきましては、水防災に関する減災の基本的な考え方を、施設では守り切れない大洪水は必ず発生する、と意識を変えまして、社会全体でこの洪水氾濫に備える必要があるとしております。今回の協議会におきましては、この方針を踏まえまして、まずは現状の水害リスク情報や取り組み情報を共有することが重要でありますので、検討する項目といたしましては、情報の伝達、それから避難計画等に関する事項や水防に関する事項といったソフト対策が中心になると考えております。

渡辺副委員長 ちょっと残念なところはあるんですけども。ソフト対策や情報の共有ですとか、実際の水害のときの避難対策等協議していく中で、きっと、そういったハード面での修繕だとか、管理の強化だとかという話も出てくると思いますので、そこに期待していきたいと思います。

近年、大規模地震災害ですとか、私の地元の富士山の噴火、災害対策に注目される昨今ですけれども、ただいま御答弁にありましたように、水害は一昨年 of 栃木県の常総市の鬼怒川の氾濫ですとか、昨年 of 北海道、東北の集中豪雨による水害ですとか、毎年のように水害が起こっているわけでございます。したがって、先ほどの御説明のように、住民の適切な避難や水防活動を充実することは非常に大切であると私も考えておまして、本協議会の活発な議論や取り組みが着実に進められることによって、少しでも水害対策に資するように、またソフト面、ハード面ともに充実していくように期待するところではあります。

最後に、今後の本協議会のスケジュールはどのようになっているのか、お伺いいたします。

鶴田治水課長 今後のスケジュールですけれども、協議会の中に設置をしております実務者レベルの幹事会におきまして、さまざまな検討や調整を行いまして、本年度末を目標に地域の取り組み方針をまとめまして、今後5年間を目標に実施をしまいたいと考えております。

(高速道路の利活用について)

上田委員 2つのことについて、ちょっとお伺いさせてください。高速道路の利活用と小瀬のスポーツ公園のことについてお聞きしたいと思いますけれども、先に高速道路のことについて、ちょっとお聞きします。

山梨県の県際道路で一番ネックになっているのは何しろ小仏トンネル。たしか国からNEXCOに許可が出されたといったような記事を目にしたんですけれども、そこがどういうふうになっているのか。NEXCOの事業だと思んですけども、わかる範囲で、今どんな状況になっているか、教えてもらえればと思います。

飯野高速道路推進課長 中央道の小仏トンネル付近の上り線につきまして、渋滞対策事業が現在どうなっていることかということでございます。平成27年の8月に、国土交通省からNEXCO中日本に対しまして、新トンネル建設による渋滞対策が事業許可されております。これまで測量ですとか地質調査などを実施しておまして、今年度はトンネル、土工区間、橋梁拡幅のための設計に着手すると伺っております。

上田委員 順調かどうかということですが、とにかく前へ向いて進んでいるということが確認できてよかったんですけども、いつごろということまではなかなか、まだわからないんでしょうかね。

飯野高速道路推進課長 小仏トンネル付近でございますが、現在のトンネルが約2キロ以上、それからその手前に200メートルを超える橋梁がございます、トンネルの先には圏央道のジャンクションまで土工区間等々が続きます、工事としても相当な規模でございますので、もし仮に2年後に着工できたとしても、そこから数年、あるいは五、六年ということかなと。そうしますと、今から七、八年ぐらいはかかるのではないかと思います。

上田委員 できるだけ早くというのは、県民の本当に大きな従来からの要望ですから、ぜひとも、お願いといたしますか要望で、急いでもらって、できるだけ早くやってほしいと思います。

もう一つ、高速道路の利活用ということでお聞きするんですが、最近公共事業予算が減ってきているというのは、みんな知っているわけですけども、そうした中で、その工夫として、一つは、今あるインフラをしっかりと使いましょうということで、長寿命化計画を立てたりしてやっている。もう一つは、今あるものの活用をもっと進めましょうということの中で、途中にスマートインターチェンジといったものを積極的につくっていて、それはそれで非常に合理的な考えだと思います。今年の3月に八代のインターチェンジが開通しましたが、これがどのぐらいの利用台数になっているのか、また当初の想定はどのぐらいの台数なのか、もしわかれば教えてください。

飯野高速道路推進課長 この3月26日に供用開始しました笛吹八代スマートインターですが、想定した1日当たりの利用台数は2,200台程度でございました。それに対しまして、現在の利用台数は1,300台程度となっております。これは、笛吹八代スマートインター前後に一宮御坂、それから甲府南インターがございますが、そこから移ってくる利用者が伸び悩んでいること。それから、これまで高速道路を利用しなかった車が、新たに笛吹八代スマートインターを使うといった新たな利用がまだ想定まで達していないということでございまして、今後も引き続き利用促進を図るために、地元の笛吹市などと連携をいたしまして、スマートインターの周知に努めていく考えでございます。

上田委員 2,200台の予定で、この3月で1,300台と言えば、僕の感覚から言うと、まあまあかなと思うんですけども。もっと周知して、便利なものを使ってもらうということをやっぱりしないと、公共のインフラとしてはもったいないので、今、飯野課長もおっしゃったように、よくPRして、県民に知らしめて使ってもらいたいと思います。

それから、まだ今整備中のスマートインターチェンジも幾つかあると思うんですけども、そこについても進捗状況、または、いつごろにはつくりたいといったものがあれば教えてください。

飯野高速道路推進課長 現在整備中のスマートインターですが、県内4カ所で事業が進められております。まず富士吉田西桂スマートインターですが、これにつきましては今年度末の供用を目指しまして、現在工事も進捗中でありまして、それから(仮称)富士吉田南スマートインターですが、これは平成32年の供用ということで、今年度の着工を目指しております。続きまして(仮称)談合坂スマートインター、これも平成31年9月の供用予定ということで、今年度の工事着手を目指しております。最後に甲府中央スマートインターでございますが、当初31年度の供用目標ということでございましたが、このスマートインターチェンジに絡みますりニア駅周辺整備がございまして、これに伴う地元要望などに対する検討や調整にこれまで時間を要していることから、今後、工程を精査いたしまして、改めて供用目標時期を示したいと考えております。

上田委員

今つくっているものはできるだけ早くということですが、

国のほうも、インターの間隔を20キロから10キロにしたり、今度は、合理性があれば使えるところはどこでも使ってもいいよ、というように考え方が変わってきているんですが、山梨県で考えてみると、ここにスマートインターがあったらいいなとか、便利だなとか、または、どこかに工業団地ができる、地域の活性化に役立つというようなことをある程度具体的に想定して、今はできなくても、何が課題なのか、その課題が解決できるときには、という形で、積極的に準備していく必要があるんじゃないかなと僕は思っています。

そこで、今後ある程度具体的に、この場所にあったらいいなみたいなスマートインターチェンジなり、普通のインターチェンジでもいいんですけども、そういうものがあつたらならば、具体的に、どこがこうだというようなこと、今は課題があるからできないんですけども、検討に値するところはここだ、というようなことがあると思うんですけども、その辺を教えてください。

飯野高速道路推進課長 今後の新たなスマートインターということでございます。現在検討中といたしますが、調査を進めているところは、中部横断自動車道の南アルプス市の旧八田村、それから中央自動車道の富士吉田線の都留市の田野倉、この2カ所において今、設置の可能性を地元市等と検討をしております。

スマートインターの設置につきましては、委員御指摘のとおり、工業団地ですとか大型商業施設、こういったものによる新たな利用の誘発、それから周辺道路網の整備状況等、そのアクセス性などございますが、何といたってもインターチェンジ本体の建設コスト、これをいかに押さえるかということが重要な課題の一つでございまして、インターそのものの必要性に加えまして、その費用対効果を示す費用便益分析(B/C)の値が1を超えるかどうかといったところが重要な大きな要素と考えられるところでございます。

上田委員

ぜひとも積極的に進めていってほしいと思います。

(総合球技場について)

もう一点ですが、総合球技場について、7月になりましたので、今月中に建設地

を決定するというので、建設場所が非常に県民の話題になっています。1つの案として小瀬スポーツ公園が建設場所となっているんですけども、まず小瀬がどういう状況になっているかということ、ちょっと確認させてもらいたいと思ひまして質問させていただきます。

まず小瀬球技場。全体の敷地面積とか、今、どんな施設があつて、どのような規模になっているのか。また、指定管理施設になっているけれども、経費がどのくらいかかっているのか、またその運営には何人ぐらいの人がかかわってやっているのかについて教えてください。

丸山都市計画課長 小瀬スポーツ公園の全体の敷地面積でございますが、約46ヘクタールでございます。主な施設として大きいものから順に申しますと、陸上競技場が約3.5ヘクタールでございます。その次に野球場が2.5ヘクタールでございます。その次がテニスコートですが、1.8ヘクタールとなっております。それと指定管理の委託料でございます。山梨県体育協会が指定管理をしておりますが、平成26年度から平成30年度までの5年間で総額が約21億5,000万円ほどでございます。今年度、平成29年度につきましては、4億2,800万円余となっております。それと、組織の人数でございますが、施設管理、スポーツ指導、普及等、合わせまして45人の組織でございます。

上田委員 管理運営するのに4億2,000万円ぐらいですかね、年間ということですけども。45人で大体運営しておるということで、わかりました。

この施設そのものは、昭和61年の国体のときに主なものが整備されたと思うんですが、整備後もう30年たっているということですけども、この管理運営とは別に、施設の維持管理、長寿命化計画というのを立てられていると思ひます。その計画がどうなっているのか、また今後どういうふうにしていくつもりなのか、教えてください。

丸山都市計画課長 長寿命化計画につきましては、平成27年に策定いたしまして、平成27年から36年の10年計画で実施しています。28年度は、野球場の外壁改修等で約2億8,500万円の事業費で工事を行っております。今年度、29年度につきましては、野球場や陸上競技場の外壁改修等、2億4,000万円で工事を実施する予定でございます。来年度、平成30年度以降につきましては、陸上競技場の外壁改修工事と、体育館の床の改修等の工事、その他工事を予定しています。

上田委員 特に陸上競技場、中銀スタジアムですかね。やはりそこにかんりの維持修繕費が今後かかってくるということだと思ひますけれども。長寿命化計画の中で、そういうことだと思ひますけれども。それで、今、ヴァンフォーレ甲府は陸上競技場、中銀スタジアムを使っているんですけども、陸上競技場そのものの利用者はどのようになっているのか、また、そのうちヴァンフォーレの試合のときには何人ぐらいが利用しているのかということについて教えてください。

丸山都市計画課長 陸上競技場の利用状況につきましては、平成28年度の実績でございますが、2万1,253名でございます。そのうち、ヴァンフォーレ甲府の試合のときにつき

ましては、18万4,161人で、試合が20日ございましたので、1試合当たり9,200人ぐらいでございます。

上田委員

今の数字をお聞きすると、平成28年が27万1,000人で、うちヴァンフォーレ甲府の試合が18万4,000人。大体3分の2がヴァンフォーレ甲府の試合のときの利用ということだと思います。そのほかに、サッカー。高校サッカーもあります。サッカーとか、ラグビーとか、アメフトとか、そういうことがあれば、陸上そのものとしての利用というのは少ないのかなと思います。いずれ、そういう施設ではあるけれども、維持管理もしていかなければならなくなると思うので、そこは大事に使っていく。どうするかということも議論になるのかなと思います。

それで、競技場をどちらにつくるにしても、サッカースタジアムをつくるにしても、本体は3万平米ぐらい。それから駐車場は6万平米ぐらい、2,000台ちょっとぐらいを目標にしているということですが、小瀬は今、駐車場の規模としてはどのぐらいの面積で、駐車台数はどのぐらいあるのか。また、そのうち満杯になる日はどのぐらいあるのか、あわせて教えてください。

丸山都市計画課長 駐車場の規模でございますが、駐車場の面積の合計は6万2,490平方メートルでございます。駐車台数は、普通車が2,052台、身障者用が42台、大型車が76台でございます。満車となる日は、平成27年度の実績ですけれども、90日ございまして、そのうちヴァンフォーレ甲府の試合の日が20日でございます。

上田委員

たまたまということだと思ふんですけれども、総合球技場で新たにつくろうとするときに、駐車場の面積は6万平米で2,000台ちょっと。ちょうどそれが小瀬のスポーツ公園にあるということだと思ふんですけれども。色々な施設がありますからヴァンフォーレの試合だけでなく、利用が促進できるように、県体育協会と協力していってもらえたらと思います。答弁はいいです。ありがとうございました。

(甲府駅南口駅前の車両の乗り入れについて)

佐藤委員

手短にさせていただきます。3点ほどお聞きしたいと思います。まず、先ほど永井委員、山田委員から南口の修景計画、整備のお話でしたが、公共交通ロータリーにはバスやタクシーは入れるんですが、一般の家用車は入れないということで、県外来訪者のドライバーさんからかなり不評を買っているということは御存じでしょうか。

丸山都市計画課長 県外の方からのそういう声につきましては、直接、私どもは、まだ聞いてございません。

佐藤委員

実は、6月8日の出先機関の所属長との意見交換会のときに、その話をさせていただきました。というのは、観光協会あるいは商工会議所のほうに、侵入禁止を知らずに中に入っちゃって、さあ、いらっしゃいとお巡りさんが呼んでいる、違反キップを交付される、二度と来るものか、というふうなお話がドライバーからあったということなんですね。だから、逆に言うと、意見交換会のときのお話は県土整備部に来てい

ないのかなと思うんですね。お話は来ていないということでしょうか。

丸山都市計画課長 申しわけありません。その話については承っております。申しわけありませんでした。

佐藤委員 ということは、大変申しわけないんですけど、できる限り案内板とかですね。これは観光部あるいは警察との関連もあるかもしれませんが、あそこに間違っ入らないように周知徹底をしてもらいたいんですね。手荒いおもてなしであるかなと思っています。二度と山梨に自家用車で来たくない、そういう印象を持たれないように、そういう努力をしてほしい。南口の修景計画の中では、あそこはバスのドライバー、タクシーのドライバーにとってはいいところかもしれません。でも、県外から来た人が間違っ入らないようにするということが、やはり行政の責任かと思いますが、いかがでしょう。

丸山都市計画課長 間違っ入る方がいらっしゃるということでございますので、できるだけそういうことがないように、今後、標識等で工夫できるものはして、できるだけそういう事態が起こらないようにしてまいりたいと思います。

佐藤委員 ぜひお願いしたいと思います。間違っ入らないような工夫とか案内板をぜひお願いしたいと思います。せっかくのおもてなし、きれいになったところなので、ぜひ改善をしていただきたいと思います。

(事業用地の早期取得について)

そして次に移りますが、所有不明の土地、全国の土地2割が、地主が不明という新聞記事がございました。政府は相続されないまま所有者がわからなくなっている土地を公的に利用できるようにする制度づくりに着手したということでありまして、内容として、不動産登記簿に相続登記がなされないままの土地について、道路や公園の整備、再開発事業といった公的な目的のためなら、所有権をそのままにして利用できる仕組みをつくるものであり、地方自治体が土地の利用権を設定するなど検討するということがございますが、県として具体的に把握をされていらっしゃいますか。

大野用地課長 新聞記事に出ておりました、いわゆる所有者不明土地の検討に入ったということはお話のとおりでございまして、県で承知している範囲でございますが、次期通常国会への関連法案の提出を見据えまして、今月から有識者で構成する検討の場を設けるということでございます。なお、国交省はこのほかにも土地基本法を見直す方針ということでございまして、土地基本法に土地の管理や登記に関する責務を盛り込むことで、所有者不明の土地の発生を予防するとともに、利用権を活用する根拠の一つとしたい考えがあるということも承知しております。

また、6月9日の閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2017、いわゆる骨太の方針におきまして、所有者を特定することが困難な土地や十分に活用されていない土地、空き家等の有効活用という項目が盛り込まれたことも承知しておりますが、それ以上の詳しい内容につきましては、まだ情報提供がございません。

佐藤委員 公共事業の効果を早期に発現するためには、事業用地の早期取得が重要だと思いますが、早期取得するための対応はいかがでしょう。

大野用地課長 御指摘のとおり、公共事業の事業効果を早期に発現するためには、用地の円滑な取得が重要であります。このため、まず地元説明会を通じまして、地域の方々に事業の目的や内容について十分御理解をいただいた上で用地の測量に当たることが大切だと考えております。

また、用地交渉を進める中で、相続や権利関係の複雑な問題が絡む土地の存在が明らかになった場合には、弁護士、司法書士等の専門家に相談いたしまして、助言を得ることで問題解決を図るほか、用地交渉が難航して長期化している、いわゆる用地取得困難案件につきましては、土地収用制度を活用することなどにより、迅速な用地の確保に取り組んでいるところでございます。

佐藤委員 地元説明会あるいは土地収用制度という話でしたが、公共事業の用地の取得において、その土地所有者と用地交渉が難航している場合があるかどうか、お伺いしたい。案件があるかどうか、お伺いします。

大野用地課長 昨年度末に今年度における用地取得困難案件の取り扱い方針を定めておりまして、例えば、事業推進が阻害されている主な要因が代替地の確保が困難という案件で、任意交渉を継続しつつも、交渉状況によりましては収用裁決申請、明渡裁決申立手続を進めることとしましたのが1件。それから主な要因が補償額不満の案件であります。用地取得率が若干低いことから、今年度も任意交渉を継続するとした案件が1件。それから主な要因が事業反対でありまして、任意交渉が困難であるため、収用裁決申請に向けて事業認定手続を進めるとした案件が1件。この計3件につきまして、任意交渉による用地取得が特に困難な案件としてございます。

佐藤委員 ゼロではないということでありまして、結構大変な部分があるかと思えます。その場合、その土地収用制度を活用して公共用地を取得するという部分であります。手続に入る際、何かお考え方がありましたら、お伺いしたいと思います。

大野用地課長 土地収用制度の適用のための一定の基準が定められておりまして、任意交渉による用地取得が特に困難な案件につきまして、土地収用制度の活用を図るとしております。この基準は平成15年3月の国交省通達によりまして、土地収用事業認定申請基準として定められておりまして、原則として用地取得率が80%となったとき、または用地幅杭の打設から3年を経たときのいずれか早い時期を経過したときとなっております。そこで、県土整備部内に設置しております公共用地取得推進会議におきまして、困難案件の進行管理を行いながら、緊急性の高いものについて土地収用制度を活用することといたしております。

佐藤委員 繰り返しになりますが、公共事業の効果を早期に発現させるために早期の用地取得が重要であるかと思えます。登記のある全国の土地のうちの20.3%の41

0万ヘクタールが所有者が特定できないという推計もありますので、県下の市町村においても、その塩漬けとなっている土地の解消、利活用は大きな問題であると考えます。政府、これは国土交通省や法務省が含まれるかと思いますが、具体的な検討を進めるとした新しい制度ができた際には、各市町村においても、その活用がスムーズに行えますよう、県としても情報提供、指導等をお願いしたいと思います。お答えは要りません。

(河川の雑草等について)

それでもう一つ、最後ですけれども、夏でありますから、山梨県下の河川の雑草、雑木が繁茂してきているわけでありまして、蚊の発生だとか、いろいろな問題が出てくるかと思えますけれども、当然、計画に基づいて、今あちこちののり面まで草刈りをされていることも目撃したことはございますが、その中で、甲府の河川、荒川あるいは相川そういったところについて、計画はどのようになっていますでしょうか。

鶴田治水課長 基本的に限られた予算でございますので、緊急性や重要性を総合的に勘案いたしまして、優先度の高い箇所を中心に実施をしております。甲府市につきましても、そういう観点から優先順位をつけて対応しているというのが現状でございます。

佐藤委員 宝と飯田を挟んでいます相川が、特に飯田通りから見ますと相当繁茂してきておりますので、優先順位がどのようになっているかわかりませんが、早急に、ぜひやっていただきたいなど。住民の方からいつも言われてしまうので、言われる前に刈っていただきたいと要望いたします。ありがとうございました。以上で終わります。

(鎌田川の改修について)

河西委員 1点だけ。鎌田川の改修の件ですけれども、これ、本当に長い間の懸案で、この地図ももらってありますけれども、大変、台風や大雨が降ったときなんかはひどいもので、今の天津から、ずっと田富のほうにかけて浸水がひどい。昔、あの辺には船なんか用意していたようなくらいで。県も、国の予算いただきながら20年来。もう26年ぐらいたつのかな。鋭意整備していただいておりますし、大変大きな300億円ぐらいの事業規模ということで、予算的に厳しいですけれども、今、鋭意進めていただいておりますということであります。今年度も14億ちょっとぐらいの予算で、国と県で整備をしていただいております、期待をしているわけでありまして、概要等を含めた中での細かい進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

鶴田治水課長 鎌田川につきまして、まず事業の概要ですけれども、全体計画区間といたしまして、笛吹の合流点から、上流は中央道までの約6.9キロメートルを区間といたしまして、平成2年から事業に着手をしております。計画では、笛吹川の逆流に対応できる堤防の整備、それから50年に1回程度発生する雨に対して洪水が安全に流下できる河川の拡幅等を行うこととしておりまして、全体事業費が約300億円と想定をしております。事業の進捗状況でありますけれども、平成28年度末時点で、事業費ベースで、おおむね75%の進捗率でございます。

河西委員 御存じのとおり、リニアが天津のところに駅を予定しているということで、一番肝心な場所だと思います。今、その周辺には総合競技場やら、いろいろな整備を県でも今、検討していただいておりますけれども、このリニア駅が来たときにも浸水しているというようなことでは、とても耐えられないというわけがありますから、ぜひリニアの10年後の駅の建設を目指しての浸水防止をしていただきたいと思います。10年後というと39年ですけれども、それまでに整備が間に合うかどうか、お伺いしたいと思います。

鶴田治水課長 鎌田川の改修事業につきましては、リニアの新駅、それから周辺整備を推進する上で非常に重要な基盤整備であると考えておりますので、平成39年のリニア開業までには事業が完了するよう鋭意整備を進めておるところでございます。

河西委員 今、公共工事が下げどまったと言われておりますけれども、そうはいつでも300億円の総事業費ということで、大変予算的にも、国でも県でも厳しいということだと思いますが、ぜひ間に合わせていただきたいと思いますというわけで、本当に間に合うかどうか再度確認をしたいと思います。

鶴田治水課長 委員御指摘のとおり、国の交付金事業予算は非常に厳しい状況でありますけれども、鎌田川の改修事業は、現在本県で進めております河川改修事業の中で最重要事業であると考えておりますので、最優先で予算確保に努めております。また、本年度の県の当初予算におきましても、公共事業の重点投資枠事業に位置づけておきまして、リニア開業までに事業を完了させるよう、今後も、より一層の重点化を図ってまいります。

河西委員 先ほども話をさせていただきました天津、また、中央市の南側の地で一丁田というところと一町畑という地域もあるんですけれども、大変昔から水害に悩まされてきた地域であります。リニアはもちろん大変重要ですが、この地域の河川改修も、ぜひ何としてでも、厳しい予算の中ですけれども、間に合わせていただきたいと思います、そのことをお願いして終わります。答弁はいいです。

(歩道整備について)

前島委員 まだ時間がありそうですので、ちょっと二、三点お伺いをしたいと思っております。最初に、いわゆる道路整備の中での歩道整備の問題について、お伺いをしたいと思っております。住民の皆さんから、歩道の整備を陳情したり、要望したりしているんですけども、なかなか遅々として進まないし、通学路や高齢者が歩道を活用することについて、狭隘な県道の中で大変危険を感じているという地域の皆さん方の話をよく聞きます。そこで現在、児童の通学路等々の歩道の、県が管理している道路の歩道整備率というのは現状、非常に低いような感じがしているんですけれども、改めて直近で見ると、全体の歩道整備の進捗率というのは、どの程度なのか、まずお伺いをしたいと思います。

雨宮道路管理課長 まず、県が管理をしております国・県道については179路線、延長にしまして

1,767キロあります。そのうち両側、片側を含めまして、道路の延長で歩道が整備されているものが519キロ。全体の3割程度に歩道がついているという状況であります。

前島委員

30%台ということは、大変深刻な状況ではないかなと。都市に比べて地方にとって、特に山梨なんかでは、もう車社会になっていて、道路の歴史は人が歩くことの歴史から始まっているんだけど、もう追いやられてしまって、いわゆる車道型の専用の道路になってしまっている。この狭隘な県道などの歩道整備ということについて、いま少し、財政は厳しいけれども、特化をして取り組んでいくという取り組みが必要ではないのかなと感じているんですけれども、これから長期的なことは別として、中期的計画、当面の計画として、どの辺まで、この歩道整備率を上げようとしているのかという点について、計画があったらちょっと示してもらいたいと思います。

雨宮道路管理課長 具体的に何年後にどのくらいといった数値を想定して整備を進めているわけではないんですけれども、現在事業をしているのは、通学路を中心として、国道140号、笛吹市井戸地内をはじめ県内12路線、13カ所、延長にして4.9キロをまず、新しい歩道を設置するというところで進めております。

また、委員方々も御存じのとおり、昔つくった歩道は段差があって歩きにくいということが言われるようになって、歩道のフラット化をあわせて進めているところであります。それは県内7路線、9カ所、事業延長5.8キロメートルを進めております。

また、委員方々も御存じのとおり、平成24年4月に痛ましい事故が相次いで起こり、通学している児童等に自動車が突っ込むというようなこともありまして、平成27年から4年間をかけて学校関係者、警察署、道路管理者の三者によって、歩道の整備ではないんですけれども、歩道に似たような整備を進めておるところであります。道路管理者である県が行う事業が全体で393カ所あります。それを平成31年度末までに83%、平成39年度までに393カ所全部を完成させていきたいと、現在、今それに向かって鋭意邁進しているところであります。

前島委員

測量は既に終わっているんだけど、なかなか予算をつけて整備ができないという状況が多いと思います。測量が終わっているのに対して、現在、4キロとか5キロという話をされましたけれども、実態的に既に測量を終えて、もう予算づけをしていくばかりになっているんだけど、地元の皆さん方からは、測量で協力はしたんだけど一向に進んでいかないし、いつごろやってくれるのかわからないというお話も多々聞くわけですね。その状況は一体どうかという。

測量が終わって、もう必然的に事業に入らなくちゃならないけれども、恐らく予算がつけられないという実態であろうと思うんだけど、どのくらい既に測量を終えているんですか。その点はわかりますか。

雨宮道路管理課長 県内全体でどのくらいあるか、ちょっと今の時点では把握はしていないんですけれども、私の知る限りでは2カ所程度、測量はしたけど途中でとまっているというようなことは聞いております。

前島委員 この点については、どうかひとつ特化をして力を入れて、高齢社会、それから児童の交通災害に対処するために全力を挙げて取り組んでいただきたい。国の補助をいただいてということもよくわかりますけれども、人命保護の観点からも、歩道整備問題は県土整備部にとって喫緊の大きなテーマだと私は思っておりますので、ぜひその点の取り組みを、県土整備部長、いかがでしょうかね、この点について。

垣下県土整備部長 まさに今、委員御指摘のとおり、歩行者の安全を守るということは、大変重要な大きな課題でございます。私どもも鋭意取り組んでまいりたいと考えているところでございます。もちろん、歩道ができるところは当然歩道を整備してまいりますし、さまざまな沿道の状況等で、なかなか歩道がつくるのが難しいところであっても、いろいろな工夫で交通安全を確保していく、そのようにいろいろな取り組みをしながら歩行者の安全を非常に重要な項目として、我々もしっかり予算を確保していきながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願いたします。

前島委員 ぜひ積極的な取り組みを期待したいと思います。

(河川整備について)

次に河川整備の問題について、全体的に伺いたいと思っています。現在、県が管理をしております河川の総延長は、議会に提出していただいている資料からして、1,991キロメートルぐらいあるんだと。その中で改修が必要としている区間は1,077キロぐらいだということでございますけれども、現在の改修の直近の状況というのは、どのようになっているのか。それから、その整備率から言うと、どの程度の整備率になっているのかという点を含めて聞かせてもらいたいと思います。

鶴田治水課長 河川の整備率につきましては、昨年度末時点で52.6%の整備率になっておりまして、これは一般的な基準であります時間雨量50ミリ相当の雨に対する整備率ということになっております。

前島委員 大変、急峻な河川が多いわけですので、これまた予算の関係で、なかなか大変だということで。もともと一級河川については国土交通省が所轄で、県が管理を受託をしてやっているということでもありますから、国に予算措置を講じてもらわないと、なかなか踏み出していけないというの、よく理解をしているわけでございますけれども、どうか危険な箇所については積極的な対応を期待したいと思います。

その中で、特に県単の取り組みの中で、最近の河川、河床が大変荒れていると。草はぼうぼう、木はぼうぼう生えていて、そういう状況のために、いわゆる中山間地域、下のほうへ来るにしたがって、不法投棄だとかいろいろなものが流れてきて、河床が上がってしまっている。非常に水はげが悪くなっているということで、その河床整備ということについて計画的に取り組んでもらいたい。これが地域からも要望されている問題ですけれども、こうした河床の整備について、土を持ち出すということが難しいのか、あるいはネックになっている課題にはどういう問題があるのかということも含めて、お話をちょっと聞かせてもらいたいと。

鶴田治水課長

維持管理の方針につきましては先ほど申し上げたとおり、やはり緊急性や重要性を総合的に勘案いたしまして、優先度の高い箇所を中心に実施をしておりますけれども、さらに実施に当たりましては、できるだけ多くの箇所に対応していきたいということで、コスト縮減にも努めているわけでございます。支障木の伐採につきましては、公募伐採であるとか、樹木の無償配布というようなことで、コスト縮減を図ってまいりたいと考えてございます。

それから、しゅんせつにつきましては、排出先がなかなか見つからないということが非常にネックとなっております。これにつきましては、できるだけ地元の皆さん、それから市町村の皆さんの御協力を得ながら、排出先の確保をして、できるだけ、しゅんせつの箇所数をふやしていく努力はしたいと思っております。

前島委員

しゅんせつの問題、やっぱり運び出す場所がなかなか大変だということもあるんですけども、県として対応を急がなければ、そういう問題の解消がなかなかできない。こういう工事というのは、県単で、わずかな予算で対応できるはずだと私は思うんですね。それはまた、中小の小さい建設業者にとって、つなぎの仕事として大事な仕事ではないかなと。景気回復のためにも、そういう点で行政も特別な対応をすべきだと考えておるので、ぜひよろしくお願いをしたいと思っております。

(若彦路について)

最後ですけれども、1つ。通称若彦路。甲府、笛吹、そして富士河口湖に通じるトンネルが開通をしまして、この幹線道路に対する期待は、郡内含めて大変大きなものがある。ところが、芦川から河口湖に向かっては、トンネル整備とあわせて立派な道路が平坦にうまく整備できているんですが、鳥坂峠の手前、笛吹市の、つづら折りの七重八重に曲がっている、この曲線の坂が、地元の方々は郡内と国中を結ぶ短距離であるということももう知っておりまして、小型車の、地域、地元の人たちは非常に活用が高くなっているんだけど、いわゆる大型車、バス等々については、危険だということでもほとんど活用ができない、そういう状況にあるわけですね。当初計画から見れば、そういう点では道路の稼働率は決して高いとは言えない。これを何とか解消する取り組みというのは、この沿線の方々の大変な悲願であるわけです。

御承知のように、国道137号、中道の精進湖線、中ノ倉を通る西八代の道路、これから甲府を中心とする環状線が、リニア開業に向け、10年後に仕上げられていくわけですが、それにもまして、この幹線道路は、その小石和ランプに接続する主要な県道であるわけですね。それまでにどうしても、つづら折りの部分改良に積極的に取り組んで、リニアと国中と郡内が、より短距離で結ばれるような対策が私は必要だと思っているんだけど、少なくとも調査費ぐらい計上すべきだということで、本会議でも私も何回か質問をさせてもらってきているわけですが、笛吹八代スマートインターチェンジも開通をしております、非常にこの問題は喫緊の課題のように思っておりますが、そのことへの取り組みについて、どう取り組む計画なのか伺いたいと思います。

清水道路整備課長

鳥坂トンネルの八代側につきましては、委員御指摘のとおりで、つづら折りのヘアピンカーブが連なるというような状況でございます。勾配も結構急でございます、

確かに大型バスなどは、そこを通りづらいということで、石和の国道137号のほうを回ることが多いというふうには聞いています。2月にも委員のほうから代表質問で質問いただきましたけれども、まずは現道の課題ですね。どんなところが通りづらいのか、曲がりづらいのか。大型バスなどは、どの辺で非常にちゅうちょするのかというところなど、現状の把握をしたいと思っております。まずはそれを県のほうで検討しまして、そこから改良計画の策定に向けた検討をしていきたいとは考えております。

前島委員 かなりわかっているんじゃないですか。わかっているんだから、僕は、調査費をつけて本格的に、調査の段階に入るべきだということを言っているわけですよ。つづら折りということは、あなた方もわかっているんで、その取り組みをぜひ期待をしているんだけど、一步前進して、調査費を計上するというぐらいの、部長さん、どうでしょうか。その取り組みをひとつ、ぜひ前向きに答えてもらいたいと思っておりますが。

垣下県土整備部長 若彦路に至る、まさに笛吹川の鳥坂峠までの、あの斜面の部分。ヘアピンが非常に多いということは、裏を返しますと、というか、そもそもの、あそこの地形的な特徴として、かなりの高低差があって、そこを短距離で一気に坂を上がっていかねばいけないという厳しい地形条件に今ございます。そういう中で、ここに本当に、それこそ高速道路のようなものをつくろうとすると、幾ら予算があっても足りないということで。

前島委員 調査費を計上するという話をしていない。

垣下県土整備部長 そういう中で、具体的にどういう問題点をまず解決していかなければいけないかということをおおよそは委員御指摘のとおり、我々も感覚的にわかっておりますけれども、そこはきっちり押さえた上で、その上でないと具体的に、じゃあ、どこかコンサルタントに発注してというわけにもいかないところもありますので、まずは取り急ぎ、そうした課題をきっちり私どもの中で整理をさせていただきたいと考えているところでございます。

前島委員 終わりましょう。

(休憩)

(包括外部監査指摘事項について)

本日午前中に開催された教育厚生委員会において、昨年度の包括外部監査で公共事業の執行会議の議事録を残すよう指摘があったことに関し、執行部から説明を受けたことについて、教育厚生委員長から議長へ報告があったことを受け、議長から、公共事業の執行会議について、他部局にも関係することであるため、各委員会において所管する部局から説明を受けるよう指示があった。

小澤県土整備総務課長 公共工事の入札執行会議の議事録への対応につきまして御説明をさせてい

ただきます。昨年度、平成28年度の包括外部監査におきまして、公共事業の執行に当たり、重要案件を承認する執行会議は、原則として議事録を残す必要があるとの指摘がなされたところでございます。県では、これまで入札執行会議設置要領等に基づきまして、指名競争入札におきます業者選考や一般競争入札における入札参加資格などを審議し、その結果を踏まえまして適正な入札契約手続を進めてきておりました。今回、包括外部監査によりまして、議事録作成の重要性が指摘されたことから、これを真摯に受けとめ、公共事業を所管する関係部局、具体的に申し上げますと森林環境部、農政部、県土整備部、企業局の全ての部局におきまして、本年度から入札執行会議の議事録を作成することとしたところでございます。今後も公正な競争の促進や透明性の確保をさらに図り、公共事業を初めといたします公共調達に対する県民の皆様への信頼確保に努めてまいります。

意見等

前島委員

今の執行部の説明はわかりましたけれども、議事録を残すものは、その執行額が限度額を超えるもの、設定された金額以上のもの、というふうな基準があるのか。議事録を添付しなければならない、残さなければならないものの内容について、いまいし、説明をいただきたいと思う。

小澤県土整備総務課長 議事録につきましては、公共工事を実施いたします全てのものについて今年度から作成します。確かに、御指摘をいただいたのは重要な案件ということですが、全てのものにつきまして議事録を作成するというようにしております。

浅川委員

発言等々はよくわかったわけではありますが。先ほど暫時休憩中に、どういうことかなということで、議員同士でもちょっと話したんですが、所管する事項、委員会は、かなり多岐にわたっていますよね。そうしたら、委員会で各部局ごとに説明するよりも、よくわからないけど、全員協議会等で説明したほうがよかったんじゃないかなと思うんですけど。これは議長が決断したということですよ。できれば全員協議会のほうがわかりやすいのかなと思いました。

飯島委員長

先ほど申し上げたように、この件は議長から各委員会で協議するようにという指示がありましたから、今そうしていますが、委員の意見も、この後、議長に伝えたいと思います。

主な質疑等 森林環境部関係

第55号 平成29年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(森林所有者情報活用推進事業費補助金について)

永井委員 森の2ページ、森林計画費のマル臨の森林所有者情報活用推進事業費補助金について伺います。まず、なぜ市町村が林地台帳を整備することになったのか伺います。

金子森林整備課長 林業事業体が森林整備に取り組む際の森林所有者を特定する作業の効率化を図るために森林法が改正されました。従来、法務局や県、市町村、森林組合等がそれぞれ保有をしていた森林所有者情報を一元化しまして、ワンストップで林業事業体に提供する林地台帳制度が創設されました。この台帳の整備、管理に当たりましては、森林に最も近く、住民の情報を持っている市町村が適しているということで、各市町村において平成30年度末までの整備が義務づけられたところでございます。

永井委員 わかりました。林地台帳の整備に助成を行うということなんですけれども、この事業の、課別説明書に書かれている以外の具体的な内容について伺います。

金子森林整備課長 林地台帳には森林所有者の氏名や住所、登記情報、位置情報などの情報が掲載されるわけなんですけれども、これらの情報を電子化しまして、コンピューターで管理するためのGIS、地理情報システムと呼ばれるシステムの整備に対して助成をするものでございます。

永井委員 わかりました。それで、今回助成するのが、韮崎市、中央市、早川町、忍野村、山中湖村の5市町村になっていますけれども、これ以外の市町村では、どのように対応していくのか伺います。

金子森林整備課長 林地台帳整備につきましては、森林法改正に基づきますので、国の助成措置がございまして。その助成措置は今回の補助事業と交付税措置の2種類ございまして、市町村がそれぞれの制度を比較して選択をするということでございまして。今回対象となる5市町村では、補助制度のほうを選択されまして、同じく今年度整備を行うほかの市町村は交付税措置を活用するというところでございます。

永井委員 私も先日、実は去年なんですけど、横根の方にちょっとお願いをされて。恩賜林が飛び地みたいな形であって、要は、把握をされていなかったような土地もあると伺っているんで、やはり、こういう林地台帳の整備というのは本当に必要なんじゃないかなと感じています。だから、甲府市などは多分、交付税か何かでやるのかな、ということ、今伺って思いました。

この林地台帳の整備によって森林施業の集約化を図る、と課別説明書にありますけれども、県では今後どのように取り組んでいくのか、お考えをお聞かせください。

金子森林整備課長 林地台帳の整備によりまして、所有者情報をワンストップで得られるということが1つございます。森林組合などの事業者が集約化を働きかけるためには、林地台帳による所有者の情報に加えまして、その森林にどういう木が生えているのかなど樹種とか林齢の情報も必要になるということでございまして、このため県が地域森林計画策定のために持っております森林情報をあわせて提供するために、県の森林GISと市町村の林地台帳のGISのデータ連携を図りまして、林業事業体に両方の情報を同時に提供する仕組みをつくっていくことで集約化を促進してまいりたいと考えております。

上田委員 永井委員の質疑を聞いて様子はわかったんですけど、これが整理されたら、民間の方でも閲覧はできるようになるんでしょうか。

金子森林整備課長 一般の方が閲覧できるのは個人情報の氏名や住所を除いた部分となりますが、施業の集約化、森林整備といった目的で使う場合は、そういう事業者の皆さんには公開されるということでございます。もちろん御本人もそうです。

上田委員 すみません、ちょっと理解できなかった。民間であっても、何かの目的があるような団体であればいいけれども、個人では制約がある、見ることができないと、こういうことですか。

金子森林整備課長 台帳の中にいろいろな情報がございまして、その中で個人情報に該当する部分については、目的が森林整備などにかかわりがない場合は、その部分の閲覧はできないということでございます。

(治山林道課の繰越明許費の設定について)

渡辺副委員長 森の3ページ、治山林道課の繰越明許費の設定について何点かお伺いします。先ほどの御説明では、県全体で上半期に公共事業の約8割を執行する目標設定をしているということでしたけれども、この治山林道工事は上半期にどの程度の規模になるのか、まずお伺いいたします。

中込治山林道課長 治山林道事業におきましては、工事箇所が山間奥地での工事となることから、従前から早期発注に心がけてきたところでございます。そういった中で、本年度の治山林道関係の事業では、当初予算額に前年度繰越額を加えた58億1,500万円余について、9月末までに、その約85%であります49億6,800万円余を執行することを目標としております。

また、その内訳といたしましては、復旧治山事業や保安林改良事業などの治山費については、約90%の31億8,200万円余、林道開設や改良舗装事業などの林道費につきましては、約78%の17億8,600万円余の執行を見込んでいるところでございます。

渡辺副委員長 速やかな事業執行は県内の経済の活性化に貢献する大変すばらしい取り組みだと思っておりますので、より多くの事業が早期に発注されて、基本的に年度末のほうに

工事が集中して、年度当初の4月、5月の仕事が少ないと業者からもお話を聞きますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

ただいまの御説明の中で、全体は85%、治山工事は90%、しかし林道工事が78%と、治山工事に比べて林道工事の上半期の執行率が低いような御説明でしたけれども、何か理由があれば、お伺いいたします。

中込治山林道課長 治山工事に比べ、林道工事の執行目標が低いことについてですけれども、林道につきましては路線ごとで工事を行っております。現在、平成28年度からの繰越工事を行っている同様な路線につきましては、先に行けないという事情がありまして、その完成を待ってから先線の工事の発注を行わなければならないという事情がございます。治山費に比べまして目標が低くなっているということがございます。そういった理由でございますけれども、上半期の発注ができないこれらの路線につきましても、進捗管理は適切に行いまして、なるべく早く完成をさせるという努力をしていきたいと考えております。

渡辺副委員長 林道をつくっていて、その先の工事があるから、その手前の工事が完了するか、めどが立つまで工事が出せないというような話だと思っておりますけれども、ぜひとも執行の目標値になるように適正な管理をしていただいて、早期に仕事が発注できるような体制をつくっていただきたいと思います。

最後に、この繰越明許費を設定することによって、どのような効果が得られるのかをお伺いいたします。

中込治山林道課長 従来、9月議会におきまして繰越明許費の設定をお願いしていたわけですが、今回、繰越明許費を設定すると9月に設定をするよりも約3か月ほど工事の発注を前倒しすることが可能となります。そういった中で早期の経済効果が期待できるということ、それから早期に発注をいたしますので、翌年度工事の年度内完成にもつながってまいりますので、繰越工事が縮減され、一層の早期執行が可能となると考えているところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第56号 平成29年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

(北杜市内の産業廃棄物関係事案について)

浅川委員 産業廃棄物について質問させていただきます。先月の14日の新聞で、北杜市須玉町の塩川沿いで、最大致死量の185倍の13万ppmという高濃度の硫化水素が検出されたと報道されておりました。周辺住民に大変不安が広がっております。そこで県は原因者に対して全量撤去を命じていると承知はしておりますが、この事案について概要を説明していただきたい。

村松環境整備課長 平成24年2月から平成26年9月までの間になりますが、静岡県島田市の処分業者から北杜市須玉町の業者に対しまして、下水道汚泥等を中心にしたものに粒状に砕いた廃石こうボードを混合した産業廃棄物の処分が委託されまして、塩川沿いの2カ所に野積み放置されていたところですが、当該産業廃棄物の内部で4,000ppmを超える高濃度の硫化水素の発生が判明したことから、生活環境保全上の支障が生じるおそれがあるということで、昨年3月に、これら2つの事業者、それからそれぞれの代表者に対しまして、当該産業廃棄物を全量撤去するよう、廃棄物処理法に基づく措置命令を発したものであります。

浅川委員 硫化水素について細かく調査をしていると思いますが、硫化水素というものについて、もうちょっと説明をしていただけますか。

村松環境整備課長 硫化水素についてですが、一般的には、温泉などで発生したということが、たまに新聞あるいはテレビなどで報道されることがありますけれども、廃棄物処理におきましては、廃石こうボードの処理の際に問題になることが多くあります。大気と遮断された酸素がない状態のところ、廃石こうボード、有機分、水分の3つの要素がそろった場合に発生をいたしまして、また、空気より重いという性質がありますので、廃棄物の内部に滞留するケースが多いということがございます。また、毒性については、気体の状態で吸入した場合に健康悪化等を引き起こすということがありまして、国立環境研究所の研究によりますと、700ppm以上で人の生命にかかわるということです。

浅川委員 周辺がちょうど河川の脇でありますので、田植えが終わって一段落しているわけですが、田んぼのみならず、あれが何らかの形で、大水だとか何だとか出たときの河川に対する影響というようなものも何か考えておりますか。

村松環境整備課長 廃棄物による周辺河川等への影響ということではありますが、県におきましては平成27年以降、年2回を基本としまして、定期的に、隣を流れております塩川ですとか、隣の農業用水路の水質検査を実施しておりますが、これまでの検査で水質の汚染については確認されておられません。

浅川委員 大変心配しているわけですが、これについて監視活動等々は、どんな体制で今行っているのか教えていただきたいと思っております。

村松環境整備課長 先ほど硫化水素の説明のところでも触れさせていただきましたが、硫化水素自体は空気より重いということで、今回のケースでも、廃棄物の内部で発生をしております。表面や大気中では高濃度の硫化水素は確認されていないということですが、地域の安全確保をしていくためには、現場の監視をしっかり行うことが極めて重要になるということから、おおむね週1回の頻度で県職員が現場を訪れるとともに、大雨の後など比較的硫化水素の発生しやすい条件のような場合に現場に赴きまして、廃棄物に崩落がないかや、大気中の硫化水素の濃度等を確認するという対応を行っております。

浅川委員 安全への説明はよくわかったわけですが、そのことを地域の住民、特に農業の生産者などには、どのような説明をなさっておるのでしょうか。

村松環境整備課長 正確な情報を地域の皆さんにお伝えすることで、できる限り不安や心配を軽減するというのも重要になりますので、これまで県におきましては、地元の北杜市と相談をしまして、現場周辺の5つの区の区長さん方を通じて、それぞれに説明をし、地域への情報提供を行ってきたところです。

浅川委員 先月の22日でしたか、市長さんを中心に知事に要望をした際に、私も同行しましたから、よく覚えておりますが、この地域住民に対する説明を、県の当局としては、どのように今考えておられるのか。

村松環境整備課長 これまでは市と相談の上、区長さんを通じてということでしたが、先月22日の北杜市長からの要望を受けまして、その後、速やかに北杜市と相談を行いまして、今週の金曜日、7月7日の午後7時から、地元の5地区の住民の皆さんを対象に住民説明会を開催するというので準備を進めておりまして、当日は調査結果等、現場の状況ですとか、県が安全確保のためにどんな対応を行っているかということにつきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

浅川委員 ありがとうございます。最後に部長、この原因者はかなり有名な方でありまして、地域住民としては、住民が直接何かの害を受ける前に行政代執行を、一刻も早くしてもらいたいというのが切なる願いでございますが、部長としては今後このことについて、どんな計画で代執行まで進めていくのか、決意をお願いします。

保坂森林環境部長 不適正に処理されました廃棄物については、原因者が適正に処理するというのが原理原則ではありますので、今、県は原因者に対して全量撤去を命じて指導しております。しかしながら、撤去のほうが全く進んでいないということ踏まえまして、県による行政代執行を視野に準備作業に着手し、今現在、専門家の意見を聞きながら、地域の安全性を最優先に総合的に勘案する中で、どんな対策工事を行ったらいいのかという工法について検討を行っております。行政代執行への着手については、本年度の上半期をめどに工法を決定いたしまして、さらにその後、詳細な工事工程等を検討した上で実施していくこととなりますけれども、原因者による今後の履行状況を踏ま

える中で、速やかに実施できますよう対応してまいりたいと考えております。

浅川委員 部長が答えた後、また質問するのも非常に嫌なんです。この原因者と称される方もよくわかっていますが、何らか向こうから反応があるんですか、こちらからの投げかけに対して。それだけで結構です。

村松環境整備課長 原因者に対しましては、実際撤去作業に着手する前に、安全性に十分配慮した撤去計画書を県に提出して、県の了解を得てから実施するように指導を行っております。これまで何回か、こんな方法でどうだろうかというような打診はありますけれども、それぞれがそもそも廃棄物処理法上適切とは言えないものであったり、あるいは実際の撤去の工程とか、詳細なものが示されていないということで、現時点におきましては、撤去が現実的に進むという状況にはなっていないと考えております。

山田委員 関連。ちょっと私も気になるんですけど。法律上は、その原因者に罰則を課すことはできないんですか。

村松環境整備課長 今回は廃棄物が原因になりまして、生活環境保全上の支障があるのでそれを撤去せよということで行政命令を出しておりますが、その命令に従わなかった場合につきましては罰則の適用があります。

山田委員 その原因者は方々で問題を起こしておりますから、最終的に県が代執行して、結局、全量撤去だから、どこかに移動しなきゃいけないということですよ。その受け入れ先というのは、その業者がやるにしろ、県が代執行した場合にしろ、移動する場所は確保されているんですか。こういうところに持っていくという、ある程度見通しがあるんですか。

村松環境整備課長 今回の事案につきましては、原因者に対しては撤去せよという命令ですが、私も全量撤去の措置命令を出す前提としまして、具体的に、その廃棄物がどのような処理が可能なのかということで、隣県の間処分業者に受け入れが可能なのかどうかを照会した上で、措置命令を出したところでございます。内容としますと、処分の一つの選択肢として、焼却して最終処分するということが考えられますけれども、私どもが聞き取った近県の処分業者から、当該産業廃棄物を引き受けて焼却処理をして最終処分することは可能だということを確認した上で措置命令を出したところでございます。

山田委員 多分、代執行になるんじゃないかと危惧はしているんですが、相当な金額になるんじゃないかと。例えば十数億とか、十億単位ではないかと思うんですが、おおむねどのくらいかかるんですか。

村松環境整備課長 代執行にかかる経費ですけれども、これは先ほど部長からも御答弁させていただきましたように、現在どんな工法でするかということを検討しているところであります。その工法によって、かかる経費についても変わってくると考えております。し

たがいまして、現時点におきましては具体的にこれくらいということが、なかなか御説明するのは困難ということでございます。

(ごみ処理の広域化について)

永井委員

私から2つ御質問させていただきます。まず最初に、ごみ処理の広域化について伺います。ごみ処理の広域化については先日、私どもの会派の杉山議員が一般質問をして、翌日の山梨日日新聞にも報道をされたところでありますけれども、ごみ処理施設は迷惑施設であるので難しい面があると思っておりますけれども、杉山議員が指摘したとおり、今後の人口減などを考えると避けて通れない課題だと私は考えています。まずこの、ごみ処理広域計画の内容について伺います。

村松環境整備課長 県のごみ処理広域化計画の内容でございますが、これまで県では二度にわたり計画を策定しておりまして、1回目が平成9年5月の国の通知を受けまして、平成11年3月に策定したものでございます。その後、計画を見直しまして、平成20年3月に現在の計画を策定したということでございますが、この現在の計画につきましては、県内を3つのブロックに分けまして、最終的に各ブロック1施設に焼却施設等を集約するという目標としております。また、こうした目標の達成に向けましては、それぞれ施設により建てかえの時期や耐用年数等の事情が異なっておりますので、段階的に集約を進めることとしておりまして、計画期間である本年度までの10年間につきましては、峡北、中巨摩、峡南のAブロックは焼却施設を3から2、それから富士北麓、東部のBブロックは同じく4から2、それから甲府、峡東のCブロックにつきましては3から1ということで、それぞれ集約化をしていくという内容になっております。

永井委員

Cブロックだけ今できていて、A、Bが残っているという状況だと思うんですけれども、ごみ処理は市町村の固有の事務であって、広域化についても市町村が主体に取り組むことが必要であると思っております。またその一方で、市町村の枠を超えた対応が必要になってきたときに県が出てくるわけで、その県にも、やはり一定の役割があると思っております。県と市町村の役割分担や、計画の推進方法はどのようになっているのか伺います。

村松環境整備課長 ただいま委員から御指摘がございましたように、ごみ処理自体は市町村の事務でございますので、この計画を推進していくためにも、市町村の主体的な取り組みが基本になると考えております。このため、ごみ処理広域化計画におきましても、各ブロック内の関係市町村がブロック会議を設置いたしまして、施設の規模ですとか立地場所などにつきまして協議をしながら、具体化を図っていくということにしております。また県につきましては、こういった市町村の取り組みに対しまして、市町村間の調整ですとか、施設整備に対する国交付金等の財源確保などにつきまして支援、協力を行うなど、双方連携をいたしまして計画の推進を図ることにしております。

永井委員

おっしゃったとおり、その市町村間の調整というのが一番大事だと思います。先ほど伺ったように、今もブロックの中でさまざまなごみ処理施設があって、やはり市町

村の調整というのは県でしかできないことでありますので、ぜひ、その市町村の調整を、本腰を入れてしっかりやらないと、また多分、計画のほうがなかなか前に進んでいかないのかなと思いますので、よろしくお願いします。

また現在、先ほどおっしゃっていましたが、この計画、本年度が最終年度ですけれども、集約化の現状が、状況がどうなっているのか、お伺いします。

村松環境整備課長 先ほど申し上げました3つのブロックごとに申し上げますと、甲府市及び峡東3市のCブロックにつきましては、本年の4月に笛吹市境川町に新しいごみ処理施設が稼働開始をいたしまして、集約が完了したところです。その一方でAブロック、Bブロックにつきましては、これまでのところ焼却施設の建てかえ等がないという事情もありまして、施設の集約化は行われていないという状況です。

永井委員 建てかえ等の時期が、たまたま私の地元でもある甲府市を含むCブロックに来て、今回こういうふうになったということですが、A、Bも建てかえの時期が多分ありますけれども、繰り返しになりますが、やはり、この調整をしていながら、タイミングを見て前に進んでいけるような形をとっていただきたいなと思います。

また、杉山議員の質問に対し、知事から、計画を見直し、引き続き広域化を推進していくとの答弁がございましたけれども、今後どのように取り組んでいかれるのか、最後お伺いいたします。

村松環境整備課長 ごみ処理施設の集約化ですけれども、先ほども申し上げましたとおり、各施設の耐用年数ですとか、ごみ処理に対するそれぞれの市町村の意向ですとか、政策の考え方というものを十分に踏まえながら進めていくことが必要でございます。このため、本年の5月にA、Bの各ブロックごとに市町村、一部事務組合の担当課長などに集まっていたいただき、広域化のメリットあるいは計画の見直しの考え方などにつきまして御説明をさせていただいたところでございます。その際あわせて広域化についても意見交換を行ったところでございますが、その際、両ブロックとも広域化は必要だということで、基本的な認識はあると理解をしておりますが、今後さらに詳細に市町村の意向を確認する中で、先ほど委員からも御指摘がございましたように、市町村間の調整、あるいはさまざまな助言等を行い、集約化の推進を図っていくということで対応してまいりたいと考えておりますし、そうした状況を踏まえまして、本年度中に現在の計画の見直しを行い、引き続き広域化に取り組んでいきたいと考えております。

永井委員 必要性は各市町村が認めているということで、さっきも言ったんですけれども、これからの人口減少の社会の中で、やはりこの問題は避けて通れないと思います。本年度中に計画をまた練り直すということなので、ぜひまた具体的に、そしてまた本腰を入れた計画策定のほうをしていただきたいと思います。

(山梨県が行うカーボンオフセットについて)

次にもう一つ、山梨県が行うカーボンオフセットについて伺います。カーボンオフセットとは、日常生活や経済活動で削減できないCO₂等の温室効果ガスの排出を、ほかの場所での排出削減・吸収量で埋め合わせる仕組みであります。県でも県有林の

間伐実施によるCO₂の吸収量について、平成23年度にクレジットを取得して、2万5,383トン販売してきたことは承知をいたしております。この販売金は森林資源の保全に活用されておりますけれども、販売からおよそ6年が経過をしております。現在の状況について、まず伺いいたします。

鷹野県有林課長 取得したクレジットにつきましては、平成28年度までに約8,000トン、金額にしまして3,300万円を販売してきたところでございます。現在、取得しました約2万5,000トンから販売量の8,000トンを差し引きました1万7,000トンのクレジットを保有しております、これにつきましては販売を今後も継続をしているところでございます。

永井委員 わかりました。このクレジットは主にどのような事業者販売しているのか、伺います。

鷹野県有林課長 企業等が例えば、生産活動、経済活動等で排出されるCO₂に相当するクレジットを購入することでオフセットしようとする事業者や、あるいはクレジットを付加した商品を環境意識の高い消費者に提供する事業者などに販売しております。消費者は、こういった商品を買うことで温室効果ガス排出抑制に貢献できるというメリットがございます。

永井委員 意識の高い企業と、またそれをオフセットする必要がある企業が買われている。また、そのオフセットされている商品を買うことで消費者のほうもその意識が高まるということで、まだ、あと1万7,000トン、クレジットが残っておりますけれども、このクレジットには有効期限があると伺っております。今後どのように販売をしていくのか伺います。

鷹野県有林課長 県では今まで、県ホームページへの掲載や、東京ビッグサイトで開催されるエコプロなどの環境イベント、あるいはこういったクレジットの購入を希望する方々を集めた環境マッチングイベント等でPRを続けてきたところでございます。また、クレジットを購入したい企業とクレジットの販売元を仲介するオフセットプロバイダーという方に販売業務を委託して、販売の促進を図っているところでございます。これらの取り組みにより、残りのクレジット約1万7,000トンにつきましても、クレジットの管理期限が平成42年度末となっておりますので、そこまでに全量の販売ができますよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

永井委員 平成42年度末、結構まだ時間はありますけれども、一時はすごくいろいろなところでカーボンオフセットが新聞等々でも取り上げられましたが、一時に比べて大分耳にしなくなりました。本当にとてもよい制度でありますし、せっかくクレジットを取得して平成42年まで販売できるということなので、イベント等々でのPRもあるんですけども、広聴広報課なんかとも連携して、SNS等も活用しながら、ぜひ周知に努めていただいて、残りの1万7,000クレジットを完売していただきたいなと思います。以上です。答弁は結構です。

(太陽光発電施設について)

浅川委員

エネルギー局か森林環境部か、正確に分類ができませんが、太陽光発電に関する質問をさせていただきます。私どもが以前、エネルギー地産地消政策提言案作成委員会でガイドラインをつくったこともよく覚えておりますし、そういった中で、北杜市議会のほうで、議員発議によって条例をつくろうということで積極的に進めて、私も実は勉強会に参加をさせていただいたこともあるんですが、審議未了ということで廃案になったわけではありますが、今回のこの森林環境委員会で質問できるのは林地開発ということだろうと思います。前もちょっと勉強していたんですが、林地開発許可における1ヘクタール以上の申請について、今、北杜市内における状況についてはどのようなになっているのか、件数がわかったら教えていただきたいと思います。

金子森林整備課長 北杜市内の太陽光発電に関してですが、昨年度の太陽光発電に係る林地開発の件数は全県で3件ございました。その3件とも北杜市内でございます。今までに29件、林地開発許可で太陽光発電の許可をしておりますが、29件のうち20件が北杜市内ということになってございます。

浅川委員

前もちょっとお話ししたんですが、実は増富の和田という集落がありまして、ちょっと上に大平牧場という牧場があるんですが、その手前が今かなり、木の伐採が終わっていますよね。その中に太陽光パネルが、基礎をやらないで、パイプをそのまま埋めているような場所がありまして。あそこについては何か林地開発等々の指導を入れてありますか。

金子森林整備課長 当該地では、立木の伐採が行われまして、全体では2.92ヘクタールの伐採届が提出をされていて、現在までに1.72ヘクタールが伐採をされております。この中に現在、委員御指摘の太陽光施設0.2ヘクタールが設置されています。伐採届によりますと、その0.2以外の場所については、人工造林や天然更新により森林に戻す、と届け上はなっております。しかしながら、太陽光発電を設置した事業者に対してヒアリングをしたところ、まだ事業の拡大も検討しているということでございますので、この場合、1ヘクタールを超えれば林地開発許可が必要であり、あるいは、1ヘクタール以下であっても伐採、造林届の変更手続はしていただかなければならないということで、伐採届を所管している北杜市とともに動向を注視しているところであります。

あわせまして、御指摘のように、施設自体の設置の仕方がかなり簡易的なものですので、太陽光発電施設の適正ガイドラインを所管しますエネルギー政策課とも情報共有を図りながら、北杜市、エネルギー政策課、私ども、県と市が連携する中で、森林法やガイドラインに基づく適切な対応が図られるように事業者の指導に努めているところでございます。

浅川委員

私が指摘した後、課長も行かれて現場を見たと思いますが、あれで雨が降ったら、あの水路ではあふれてしまいますよ。そういう指導を林地開発許可のときにでもしなければ、規制をかけるときがないんじゃないですか。どうですか。

金子森林整備課長 御指摘のとおりでございます、1ヘクタールを超えれば林地開発の規定に基づく審査をいたしますし、それ以下でありましても、ガイドラインに基づきまして適正な排水等行われるように、庁内連携しながら、指導をしていきたいと考えております。

浅川委員 庁内で連携していただければ非常に結構だと思いますが、この問題について、もうお互いに連携をとりましたか？

金子森林整備課長 これにつきましては、市と私どもでエネルギー政策局ともう何度も情報交換をしながら連携をしているところでございます。

浅川委員 連携まではよくわかりますが、その設置者、事業者に対しての指導まで行っていますか？

金子森林整備課長 指導につきましては、私どもの出先機関の中北林務環境事務所が中心になりまして、市と合同での指導や、エネルギー政策課と合同での指導などを行っているところでございます。

浅川委員 たまたま市では、今回の議員発議の条例が廃案になったわけですが、県のガイドラインは、全国知事会でも表彰されるぐらいのガイドラインだったわけですが、今までの流れの中で、皆さんの横の連絡がちゃんととれていればいいんですが、兵庫県が県で条例をつくりましたよね。その中で、林地開発許可にかかわるような部分は何かクローズアップできるものがありましたか？ 見えますか？

金子森林整備課長 兵庫県が今年の3月に条例を制定いたしました。この条例は立地を規制するという条例ではなくて、施設の基準と住民との調整などの手順を定めた条例でございます。この中で林地開発許可と重なる部分は、林地開発許可では1ヘクタールを基準としているのに対しまして、兵庫県の条例では5,000平米と、半分のところで基準が設けられております。兵庫県にも確認をいたしましたが、審査の基準は基本的に林地開発許可と同様の基準であり、それに適合しているかを見るわけですが、林地開発許可の場合は、適合していなければ許可をしないというところですが、兵庫県の条例の場合は、もし適合していない場合、知事は必要な指導または助言を行い、これに従わない場合には勧告をして、それでも従わない場合は公表するというところでございます。林地開発許可の場合は従わなければ懲役ないしは罰金になるんですが、そこは若干違うところとなっております。

浅川委員 最後に部長にお尋ねします。私どもも現地調査も何回かさせていただきましたし、また、そういう中で県のガイドラインもつくられています。また北杜市でも、条例案についてパブリックコメントを実施して、二千何百というパブリックコメントも出たという話の中で、今回、この議員発議の条例を制定しようとして廃案になったわけですが、兵庫県の例もありますので、山梨県として、条例制定を目指すような考えはございますか。

保坂森林環境部長 条例化を目指す考えはあるかというお尋ねでございますけれども、今、浅川委員の質問の中にもありましたように、県としましてはガイドラインを作成し、全庁で横に連携をとる中で事業者への対応をしていく。まだまだ十分でないという御指摘もありますので、しっかりそこは対応していかなければいけないと考えているところでございますけれども、全体を所管するのがエネルギー局でありますので、地域の実情をつぶさに見てこられている委員の御意見でありますので、質問に直接答えられずに大変申しわけございませんけれども、条例化についてはエネルギー局のほうに伝えるようにさせていただきたいと考えております。

(県有林の管理運営全体について)

前島委員

ほかに皆さん、ないようですので。県有林の管理運営全体について、ちょっとマクロ的に伺いたいと思っているんですが、御承知のように、本県は78%が森林であり、そのうちの46%を県有林が占めているわけですね。この県有林の中で、いわゆる人工林とその他の割合は、人工林がそのうちの約43%を占めているという状況ですよね。その中で、特に人工林で占める割合が多いのはカラマツ。戦後、木材需要が高かった時代に、成長の早いカラマツを非常に力を入れて植えた。それが今、伐期を迎えている。そのカラマツの流通、加工の流れは一体、現状どうなんだろうかということについて、管理運営の面で、県有林のいわゆる収益性を含めて、非常に我々も関心を持って見ているんだけど、特に人工林の計画的な流通、伐採、販路といったことについて、今どのような計画があって、今後取り組もうとしているのか、その点をちょっと聞かせてもらいたいと思う。

鷹野県有林課長

県有林の人工林の販売とそこから先の状況というお話かと思えます。委員御質問のとおり、カラマツが人工林の全体の45%を占めておりまして、国内の合板メーカーから、カラマツは非常に強度があるということで、多くの需要があるという状況でございます。県有林の売り払いには、県が予定価格を設定して、資格を持った者が入札をして一番高い者が買うという一般公売というやり方と、システム販売と言いまして、東京オリンピック・パラリンピックや公共施設等の利用目的が明確なところに随意契約で売るという方法でございます。県有林が販売された後どうなるかというのは、素材事業者等がどういうところへ売っているかということですが、販売先を規制してはませんが、実際、どういうところへ販売しているかという調べを聞き取り調査で行っています。

まず一番多いのが、合板メーカーの県外製材所であり、千葉とか石川県とか岐阜県とか、県外の大手の合板メーカーに半分ぐらい、買った素材を持っていつている。次が、カラマツだけではなくてほかの樹種も入れてですけども、県内のチップ工場に25%。あと県内製材に16%ぐらいであります。聞き取り結果ですから、細かい何立方というところまでの数字はないんですけども、おおむね今、一般公売で買った人がどういうところへ販売しているかを聞き取った結果が、このような状況でございます。

前島委員

45%のカラマツだけでも、伐期を迎えたものは、何が一番利用されているか。

チップですか。そういう流れなんかを、追跡して分析をなさっているはずだと思うんですけども、その点を聞きたいと。

いま一つは、アカマツが15%ぐらい、それからヒノキが20%ぐらい、県有林の人工林の中では占めているわけですね。あとはシラベだとか広葉林みたいなものなんだけれども、これがどういうふうに、販路の流通で流れていくのかということをしっかりと把握をして、それに対して対策を講じていく。営業もして、販売、流通の流れをつくっていくという取り組みが、やっぱり県有林の管理運営上、大変重要なことだと思うんですが、それらについて全体でつかんでいらっしゃる内容をもう一度説明をしてもらいたいと思いますね。

鷹野県有林課長 まずカラマツでございます。カラマツは、以前はスギ、ヒノキが一般建築用材、無垢材として使われることが多かったんですが、今はカラマツを薄く切って接着剤で張りつけるというような集成材とかであります。

前島委員 集成材ですね。そういうものの流れがどんなふうになっているか、ちょっと聞きたいんですね。チップにどのぐらいいっているのかとか。そういう分析をされていますか。

鷹野県有林課長 これはアンケートで聞いているんですけども、どこへ販売していますかという問に対して、県有林の材を買った人の半分ぐらいが、県外の千葉、石川、岐阜といった大手の合板工場へ持っていっていると答えています。

全体的には、次に構成が多いのがヒノキの2割ほど、次は、委員がおっしゃったとおりアカマツとなりますが、アカマツは今なかなか需要がないというところがございます、ヒノキは一定の需要はあるものの、今一番売れているのはカラマツという状況でございます。

チップと言いましたのは、先ほど言ったアカマツとか広葉樹の山なんかはチップ材として利用されますが、本県は静岡に近いということもございまして、県内にチップ工場も多いという傾向でございます。

前島委員 大体カラマツをはじめとして伐期を迎えるには、半世紀以上かかるわけですね。それだけ造林、育林をしてきて、いよいよ伐期を迎えて販売をする。販売の流れに対して、立米当たり、いかに高く、その流通に乗せるかということが、県有林の大きな仕事だと私は思う。それには、流通の追跡を的確にして、少しでも立米当たりを高く売っていけるような対策を、いま少し意欲的に取り組んでいく必要があるのではないかと。せっかく50年、半世紀以上、計70年かけて育ったものが、二束三文の安い価格で買われていく。いわゆる流通へ乗ってってしまうということだけでなく、できるだけ投資をしたものに対して高い付加価値をつけて、売れる体制をいかにつくるかと。情勢を聞くなんていうことだけでなく、県自身がそれを追跡していく、調査をしていく。そして、伐期を迎えた県有林の人工林をどう高く流通に乗せるかと、そういう命題に向かって取り組んでいってほしいというのが我々の県民の願いだと思うんですね。その点について改めて聞きたいと思うんですね。

鷹野県有林課長 50年近くかけたこの山梨の材をなるべく高くというのは、委員のおっしゃるとおりでございます。先ほど一般公売とシステム販売という説明をしましたが、近年のオリンピックでは認証材を使う傾向にございまして、FSCを取得している強みを生かしまして、東京オリンピック・パラリンピックの競技施設や選手村などの仮施設への使用の働きかけを今まさにやっているところでございます。

そういったところで使われることで、山梨県産材のブランド力が高まります。また、そこで使われた搬出の経路、今のシステム販売だと、木を切る人から加工する人、製品にする人、それを売る人までがチェーンを組んで取り組んでいますので、そういったものが、オリンピックが終わった後も生かされるように、今一生懸命やっておりますので、御理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

前島委員 一生懸命取り組んでくれているというお話ですが、山梨県の場合は残念ながら、いわゆる木材加工工場というものが、本当に期待するものがないと。伐採した木材は県外へ出て、他県の業者が、みんな加工しているという状態で、例えば集成材一つ見ても、集成材をつくる工場が、御承知のように、山梨県でもあったんだけど、もう稼働していないという状況で、流通体制は極めて弱い県だと思うんですね、山梨県の場合は、これだけの山林県、これだけの人工林、県有林、15万ヘクタールもの県有林を持っている、この我々の恩賜県有財産の、この大きな財産を、私たちはより有効的に歴史的に取り組んでいかなきゃならない。そのためには、今私がくどくど言っているのは、少しでも立米当たりの価値を、商売っ気をしっかりと持っていて、県はより高く県外へ売り出していく。オリンピックがあるから期待できる、そういう展望ばかりでなくて、営業をしっかりとし続けていくような体制を、県の諸君は果敢に取り組むべきだと思っております。その点で最後は部長に、ちょっと御所見があったら聞きたい。あるいは林務長でも結構ですが、聞きたいと思ひます。

小島林務長 今、委員から御指摘ありましたけれども、山梨県は県で直接森林を管理、経営しているという他県にない特徴を持っております。それを最大限に生かしまして、今申し上げられたような、どこに売れているのかと、そういったものをしっかり見きわめて、それを上手にPRしながら、県全体の森林、林業の木材の価格形成などに、こういった形でやれば有利につながるのかということについて、直接経営しているというメリットを最大限に生かしてやっていきたいと思ひます。

前島委員 願ひしますよ。以上です。

その他 ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され県外調査を平成29年9月4日～6日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。

以上

土木森林環境委員長 飯島 修